

加古川市公文書公開の試行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政に対する市民の理解と認識を深め、地方自治の本旨に即した開かれた市政をより一層推進するため、総合的な情報公開制度の一環として、公文書公開制度の調査及び研究を行うための公文書公開の試行について必要な事項を定めるものとする。

(解釈運用方針)

第2条 この要綱は、市民の公文書の公開を求める意思が十分尊重されるとともに、通常他人に知られたくない個人に関する情報が十分に保護されるように運用するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成又は取得し、決裁、受理等の事務手続が完了し、現に管理している次に掲げるものをいう。

ア 文書

イ 図画

ウ 図面

エ 写真

オ マイクロフィルム

カ 磁気テープ、光ディスク又はコンピュータから出力若しくは採録された情報

(公開を求めることができるもの)

第4条 この要綱により公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書の公開に限る。）を求めることができるものは、次に掲げるものと

する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に在勤する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開しないことができる公文書)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないことができる。

- (1) 法令の規定により特に公開することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人が識別されうるもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により何人も閲覧できるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令の規定に基づく許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報

- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は個人の営業上又は社会的信用上明らかに不利益を及ぼすと認められる情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人命、人体又は健康に危害又は悪影響を及ぼすおそれのある違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

イ 人の財産又は生活に対し、重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

ウ その他公開することが特に必要と認められる情報

- (4) 国、他の地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）からの依頼、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより国等

との信頼関係及び協力関係を著しく害すると認められる情報

- (5) 市の機関又は国等の機関との間における調査、審議、検討、企画、調整等に関する意思形成過程の情報であって、公開することにより今後の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障を生ずるおそれのある情報
- (6) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟等に関する情報であって、公開することにより当初の目的を達成できなくなる情報又は将来の事務事業の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれのある情報
- (7) 機関委任事務に関する情報であって、主務大臣等から公開してはならない旨の指示のある情報
- (8) 実施機関が設置する各種審議会等の合議制機関の会議に関する情報であって当該審議会等が非公開と定めた情報
- (9) 非公開を条件に個人又は法人等から任意に提供された情報であって、公開することにより、その信頼関係及び協力関係を損なうおそれのある情報

(公文書の部分公開)

第6条 実施機関は、公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、当該部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公文書の公開を求める趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該情報に係る部分を除いて公開するものとする。

(公開の申請方法)

第7条 この要綱により、公文書の公開を求めようとするものは、実施機関に対し、公文書公開申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

(公開の申請に対する決定等)

第8条 実施機関は、公文書の公開の申請があったときは、申請書を受理した日から起算して15日以内に当該申請に対する諾否の決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による決定の通知は、公文書の公開を決定したときは公文書公開決定

通知書（様式第2号）により、公文書の部分公開を決定したときは公文書部分公開決定通知書（様式第3号）により、公文書の非公開を決定したときは公文書非公開決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項の規定する期間内に諾否の決定をすることができないときは、申請書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。

5 前項の規定により決定の期間を延長する場合は、実施機関は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

6 実施機関は、第1項の決定を行うに当たっては、当該申請に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（公開の実施及び方法）

第9条 実施機関は、前条第1項の規定により、公開することと決定したときは申請者に対し、速やかに当該公文書を閲覧させ、又は当該公文書の写しを交付するものとする。

2 実施機関は、公開することと決定した公文書を閲覧させることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の閲覧に代えて当該公文書を複写したものを閲覧させることができる。

（費用負担）

第10条 この要綱の規定により、公文書の写しの交付を受けた者は、当該写しの作成に要する費用を負担するものとする。

（利用者の責務）

第11条 この要綱により、公文書の閲覧をし、又は公文書の写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

（他の制度との調整）

第12条 法令に公文書の閲覧若しくは縦覧の規定があるもの又は公文書の謄本、抄本の交付の手続きが定められている場合における当該公文書の閲覧については、当該

法令に定めるところによる。

(適用除外)

第13条 この要綱は、市民の利用に供することを目的として管理している公文書には適用しない。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 昭和62年4月1日以後に決裁その他これに準ずる手続きが完了した公文書

(2) 昭和62年3月31日以前に決裁その他これに準ずる手続きが完了した公文書で、保存年数が11年以上と定められ、かつ、目録の整備が完了したもの

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。